

## 第1部 計画の理念と基本目標

- 1 「健康福祉都市なかの」の理念と基本目標
- 2 中野区が目指す包括的な地域ケアの将来像
- 3 計画の概要
- 4 中野区を取り巻く状況、10年後の姿

---

## 1 「健康福祉都市なかの」の理念と基本目標

中野区では、区民のだれもが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活を営めるまち、「健康福祉都市なかの」の実現をめざして、平成16年3月に健康福祉都市を宣言しました。

健康福祉に係る基本計画（健康福祉総合推進計画2018、第7期介護保険事業計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画）の策定目的は、区が区民とともにめざす「健康福祉都市なかの」の実現に向けた取組を計画的に進めていくため、健康福祉の領域全体にわたる取組内容を総合的に区民の方々にお示しすることにあります。今回、児童福祉法の改正に伴い、あらたに障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

また、あわせて、中野区基本構想や区の基本計画である「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」で示した区の将来像の着実な実現に向けた取組内容を示すという目的を持っています。

### （1）実現をめざす「健康福祉都市なかの」のまちの姿

区民のだれもが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち

そのために必要な保健福祉のサービスが、公私のパートナーシップに基づいて、地域で総合的に提供されるまち

---

## (2) 「健康福祉都市なかの」の4つの理念

「健康福祉都市なかの」は、つぎの4つの理念によって形づくられます。

### 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害のある人、子どもをはじめとしたすべての区民の人間性が尊重され、権利が守られ、その人らしく生活できる地域社会であること。

### 個人の意思と自己決定の尊重

区民一人ひとりが、自らの意思に基づいた選択や自己決定が尊重される地域社会であること。

### 自立生活の推進

区民のだれもがいつまでも健康で、一人ひとりが持っている能力を十分発揮しながら自立した生活が営める地域社会であること。

### 区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進

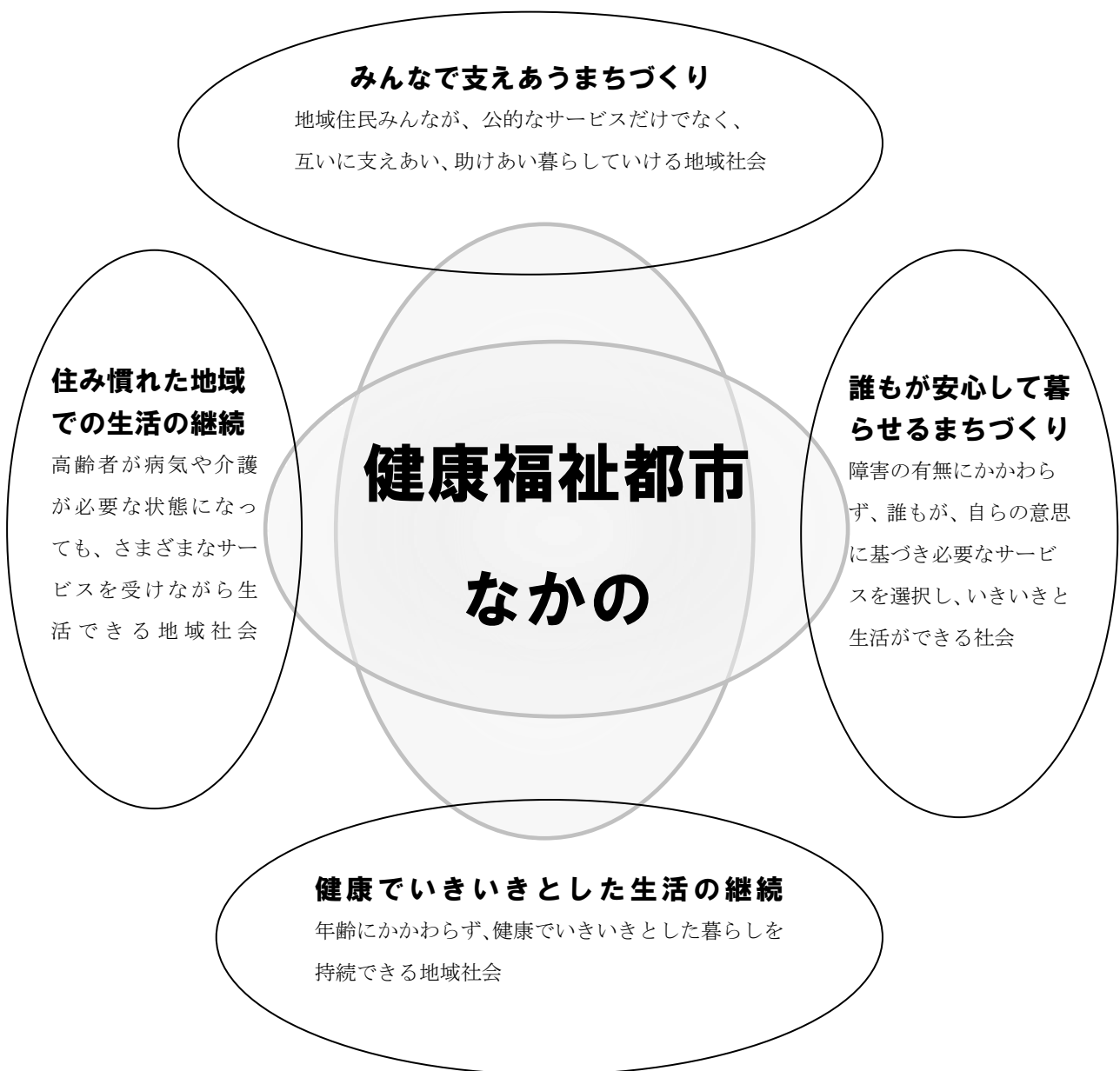
区民や町会・自治会等の地域団体、保健福祉サービスの提供事業者、非営利活動団体、関係団体、区など、さまざまな主体が適切な役割分担のもとで連携、協働する地域社会であること。

---

### (3) 基本目標

健康福祉に係る基本計画（「健康福祉総合推進計画 2018」、「第7期介護保険事業計画」、「第5期障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」）では、「健康福祉都市なかの」の理念を実現するため、柱となる4つの基本目標を掲げ、この目標ごとに体系化し、施策を定めています。

#### 『健康福祉都市なかの』を実現するための4つの基本目標



---

## **基本目標 1** みんなで支えあうまちづくり（地域福祉）

高齢になっても、障害があっても、区民が安心して地域で暮らしていくためには、法やしくみによるサービスやケア（支援・世話）が十分に提供されるサービス基盤を整えるられ、区、関係機関、地域住民、事業者等が相互に連携しながら、「地域共生社会\*」の実現に向け、みんなで支えあうまちづくりを進めていくことが大切です。

区は、区内4か所に設置したすこやか福祉センター\*を中心に、すべての人に対する見守り支えあい活動を推進します。

### **重点的な施策**

- 権利擁護の拡充
- 適切な住まいの確保とユニバーサルデザイン\*のまちづくり
- 幅広い区民の社会参加促進と生きがいつくりの支援
- 保健福祉の地域での連携体制の確立
- すこやか福祉センターの機能充実・整備と支援情報等の共有化
- 生活の安定と自立への取組支援

## **基本目標 2** 健康でいきいきとした生活の継続（健康医療）

年齢にかかわらず、健康でいきいきとした生活を継続するためには、各人が自らの健康状態を管理し、維持・増進するための取組が欠かせません。

特に生活習慣病\*の予防については、子どもの頃から望ましい生活習慣を継続することが大切です。

区は、健康的な生活習慣が区民に拡がり定着していくよう、健康診査や保健指導の実施をはじめ、区民が身近な地域で健康づくり活動を行うための環境整備や各種事業を展開していきます。また、区民が生涯を通じて日常的にスポーツに親しみ、主体的に健康づくりに取り組むことができる環境や仕組みを整備します。

### **重点的な施策**

- 生活習慣病に着目した予防対策の充実
- 健康を維持・増進する「食」の推進
- 健康づくりのための運動・スポーツ
- 区民が主体的に取り組む健康づくり
- 健康不安のないくらしの維持

---

### **基本目標 3 住み慣れた地域での生活の継続（高齢福祉）**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するためには、住まい、予防、介護、生活支援、医療等が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステム\*の構築が必要です。

区は、地域包括ケアを効果的に実施するため、介護予防\*や高齢者の在宅生活を支えるための事業などを展開します。

#### **重点的な施策**

※ ここに掲げる項目の内容については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 5 条に基づき市町村が定める市町村計画の内容を含みます。

- 総合的な介護予防・生活支援の推進
- 在宅医療・介護連携体制の推進
- 認知症\*のある人・家庭への支援と高齢者の虐待防止
- 在宅生活を支援するサービスの充実と住まいの確保

### **基本目標 4 誰もが安心して暮らせるまちづくり（障害福祉）**

障害のある人が安心して暮らすためには、それぞれのニーズに対応する多様なサービスが用意されるとともに、その情報を的確に得られる環境が必要です。

区は、障害福祉に関するニーズを的確に把握し、サービス基盤を充実するとともに、相談支援体制を充実します。また、障害のある人が、自立して生活できるよう一般就労\*に向けた支援を行います。

さらに、障害や発達に課題のある子どもやその家族への、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制を整備していきます。

#### **重点的な施策**

- 障害を理由とする差別解消・虐待防止の推進
- 地域における生活の維持及び継続の支援
- 入所施設\*及び精神科病院からの地域生活への移行\*促進
- 就労機会の拡大と一般就労に向けた支援の強化
- 障害や発達に課題のある子どもに対する関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援

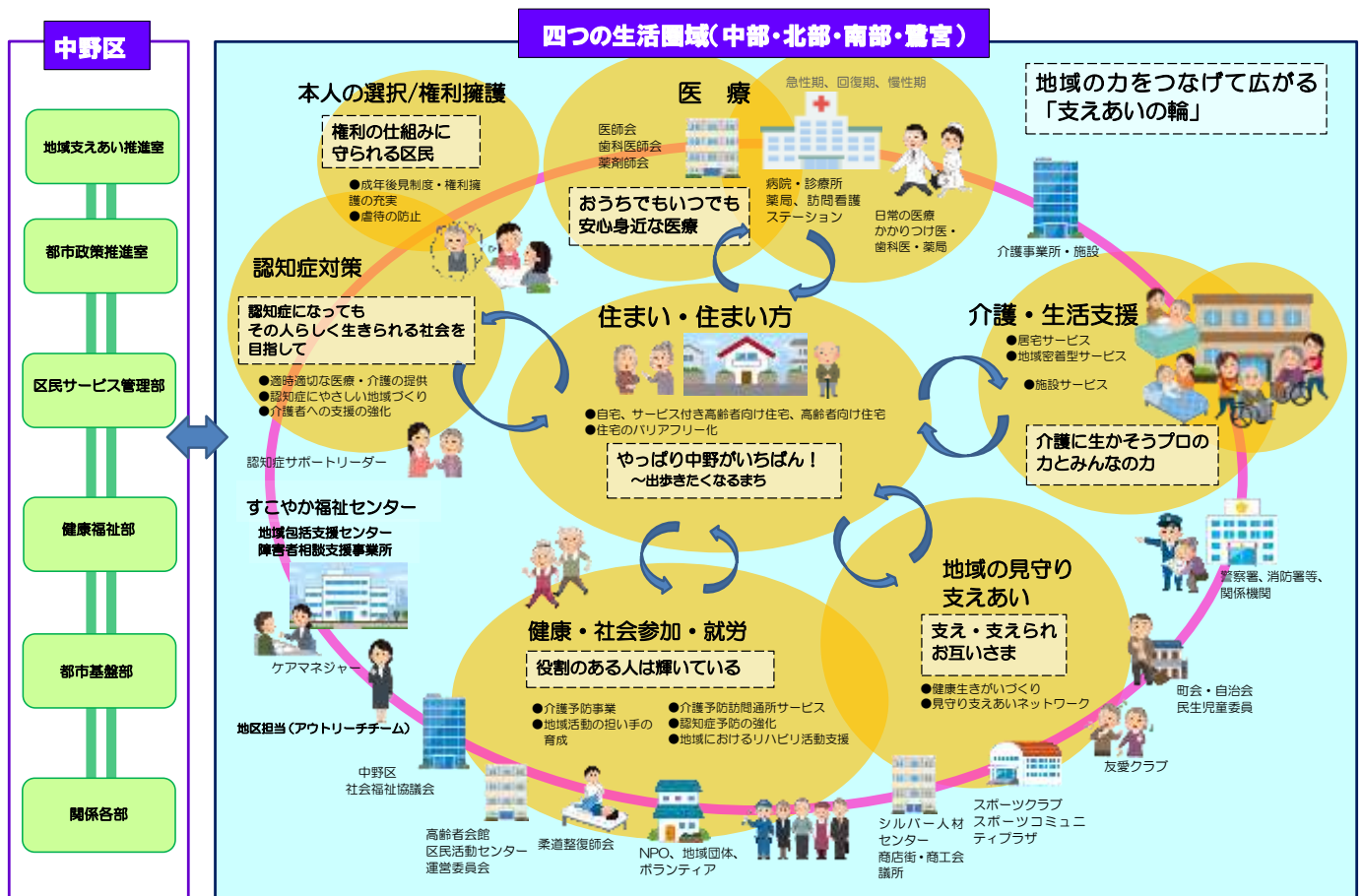
## 2 中野区が目指す包括的な地域ケアの将来像

### (1) すべての区民を対象とする地域包括ケアシステム

中野区は、すべての区民が尊厳を保って、可能な限り住み慣れた地域で最期まで幸せに暮らし続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される仕組み「地域包括ケアシステム」の構築をすすめます。

中野区の地域包括ケアシステムでは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降の高齢者人口の急激な増加に備えることが喫緊の課題であることから、高齢者に対する仕組みの構築を先行し、基盤を固めた後、第2ステップとして障害者や子育て世帯など対象を段階的に広げて、ケアを必要とする全ての人を支援する包括的な地域ケア\*の仕組みづくりを推進していきます。

中野区地域包括ケアシステムのイメージ図



---

## (2) 地域包括ケアシステム導入による変化

身体が弱って支援が必要となったときに「施設ではなく自宅」を選択するには、介護だけでなく、生活の前提となる住まい、自立的な暮らしのための生活支援や社会参加の確保、必要に応じて提供される医療、看護、介護、リハビリテーション、保健・福祉サービスなど、多様なサービスや支援が必要となってきます。

そのため、区には、これまでの保健、福祉、介護、医療といった分野を問わない包括的な視点に立って、多職種連携による一体的な体制づくりを進めることにより、本人や家族が安心して、地域生活や在宅療養介護に取り組むことができるようにすることが求められています。

また、区民は、地域生活を継続するため、自らが介護予防や健康維持に積極的に取り組むとともに、早い段階から自分や家族の生活習慣や健康管理についての将来展望を持つことが求められます。

さらに、地域包括ケアシステムにおいては、区民相互の見守り支えあいの取組の重要性がますます高まってきます。すでに、区民の間では、認知症高齢者の家族が集うサロンや子ども食堂が住民主体で立ち上げられるなど、コミュニティ単位での地域課題に対する解決策の模索が始まっていますが、区は地域の中のある自主的な取組を支援し、継続的に働きかけていく必要があります。

中野区は、日常生活圏域\*を一つの単位として、区と区民、関係機関・団体、事業者等が顔の見える関係の中で、地域の実態把握・課題分析を通じて、それぞれの地域における目標を共有し、その達成に向けて取り組むことにより、地域包括ケアシステムを推進していきます。

## (3) 計画における地域包括ケアシステムの位置付け

地域包括ケアシステム構築に向けた個別施策は、権利擁護の拡充、適切な住まいの確保、すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり、相談・コーディネート機能の充実を第1章地域福祉において、総合的な介護予防・生活支援の推進、在宅医療と介護の連携、認知症対策と虐待防止を第3章高齢福祉において記載するほか、健康づくり等は第2章健康医療で、障害者や障害児への支援については第4章障害福祉で示しています。

地域包括ケアシステムの構築は、多くの幅広い施策に関連する区全体での取組です。



---

## (4) 区の推進体制

### ① すこやか福祉センター（日常生活圏域）

区では、高齢者や子ども、障害のある人など誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援するための地域の拠点施設として区内4か所（中部、北部、南部、鷺宮）にすこやか福祉センターを設置しています。

すこやか福祉センターでは、ワンストップの総合相談、支えあいのネットワークづくり、健康づくりと子育て支援、地域課題の把握と共有等、中野区の地域包括ケア実現のために必要な役割を果たしています。それぞれの圏域内には地域包括支援センター\*2か所、障害者相談支援事業所1か所を設置しています。

### ② 区民活動センター（日常区民活動圏域）

すこやか福祉センターの下には、住民主体の活動を推進していくうえでの圏域（日常区民活動圏域・区内15か所）ごとに、区民活動センターを設定しています。日常区民活動圏域では、これまでも地域の見守り支えあいに関する活動状況の共有など、地域支えあいネットワーク会議の活動を進めてきていますが、加えて、新たに、多職種の職員による地区担当（アウトリーチ\*チーム）を設置しました。

### ③ 地区担当（アウトリーチチーム）

地区担当（アウトリーチチーム）は、地域団体の活動に参加し、相談しやすい関係性を構築する中で得た「気になる情報」から要支援者を発見し、地域包括支援センターなどの支援につないでいきます。また、地域団体等と連携しながら、地域資源の発見、住民主体団体の活性化支援や立ち上げ支援、ネットワークづくりなどに取り組みます。

### ④ 地域ケア会議

地域ケア会議は、4つの日常生活圏域ごとに「すこやか地域ケア会議」、中野区全域の「中野区地域包括ケア推進会議」を設置しています。

すこやか地域ケア会議では、それぞれの地域の状況に応じて、地域資源の開発、地域の課題の発見及び整理、ネットワーク構築、困難な事例の具体的解決策の検討などに取り組みます。

中野区全域の地域包括ケア推進会議では、すこやか地域ケア会議等で検討された課題に関する有効な支援方法を普遍化し、全区的な課題の解決を図ります。

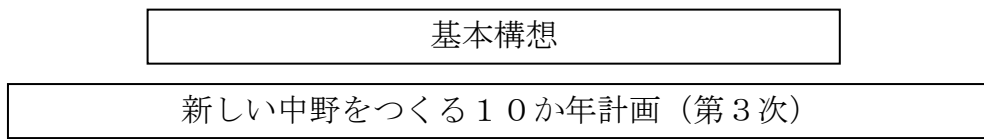
### 3 計画の概要

#### (1) 計画の性格について

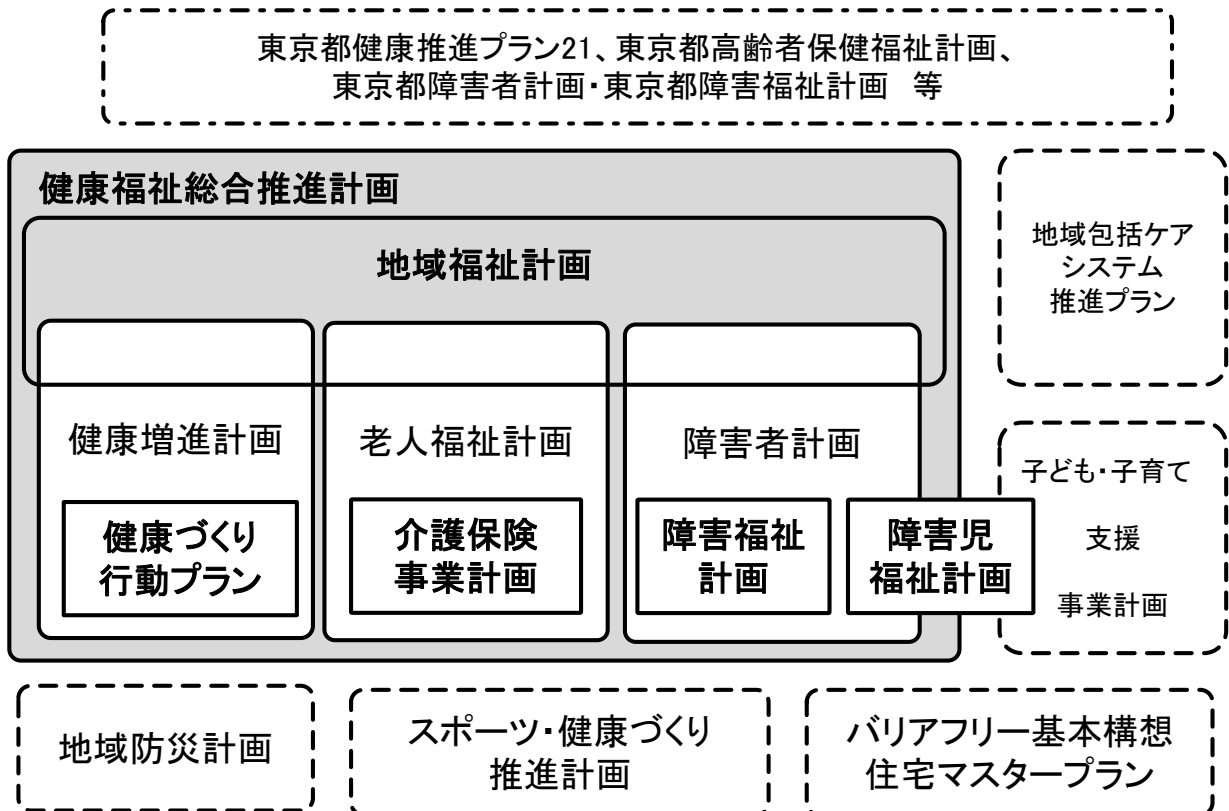
健康福祉総合推進計画は、地域福祉計画、健康増進計画、老人福祉計画、障害者計画の4つの計画を総合した計画として位置付けられています。

健康福祉総合推進計画、介護保険事業計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、基本構想とその基本計画である「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」のもとに位置付くもので、健康福祉の領域における基本計画になります。

#### 区の基本計画



#### 健康福祉総合推進計画とその他の基本計画



---

各計画の根拠となる法令は、次のとおりです。

○地域福祉計画	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条
○健康増進計画	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条
●老人福祉計画	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8
●障害者計画	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条
●介護保険事業計画	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条
●障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条
●障害児福祉計画	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20

●印は、策定が義務づけられているもの

## （２）計画の構成（章立て）

本計画は、以下の 2 つの部によって構成しています。

**第 1 部**では、「健康福祉都市なかの」の理念と 4 つの基本目標、さらに、高齢者人口や障害者手帳所持者数などの中野区を取り巻く現状と将来見通しを踏まえ、計画期間において取り組むべき重点施策を記述しています。

**第 2 部**では、「健康福祉総合推進計画 2018」、「第 7 期介護保険事業計画」、「第 5 期障害福祉計画」「第 1 期障害児福祉計画」の 4 つの計画を「地域福祉」、「健康医療」、「高齢福祉」、「障害福祉」の 4 つの章で構成し、今後区として取り組むべき内容を記述しています。

第 1 章（地域福祉）区民の社会参加の促進や地域包括ケアシステムの構築などの取組について（高齢者、障害者、子育て世帯など、すべての区民に共通する事項）

第 2 章（健康医療）区民の健康づくりの取組について

第 3 章（高齢福祉）高齢者が地域で住み続けるための取組について

第 4 章（障害福祉）障害の有無にかかわらずすべての人が地域において安心して生活を送ることができる取組について

第 2 部の各章では、課題ごとに施策を体系化しています。各々の課題には、「実現すべき状態」を掲げ、その状態への達成状況を明確化するための「成果指標」を設定しています。さらに、施策ごとの具体的な取組内容を「主な取組」として示しています。

---

### (3) 計画の期間と進捗状況の確認

健康福祉総合推進計画は、初年度を平成30年度(2018年度)として、10年先の平成39年度(2027年度)の目標を定め、その実現に向けた5年間、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)における取組を対象としています。

また、介護保険事業計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3年を期間とした計画の策定が定められていることから、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までを計画期間としました。

本計画の実施状況については、少なくとも年1回、目標達成に向けた取組の進捗状況を検証するとともに、中野区行政評価実施要綱に基づく区の行政評価により事業内容の見直し検討を行うことを原則とします。

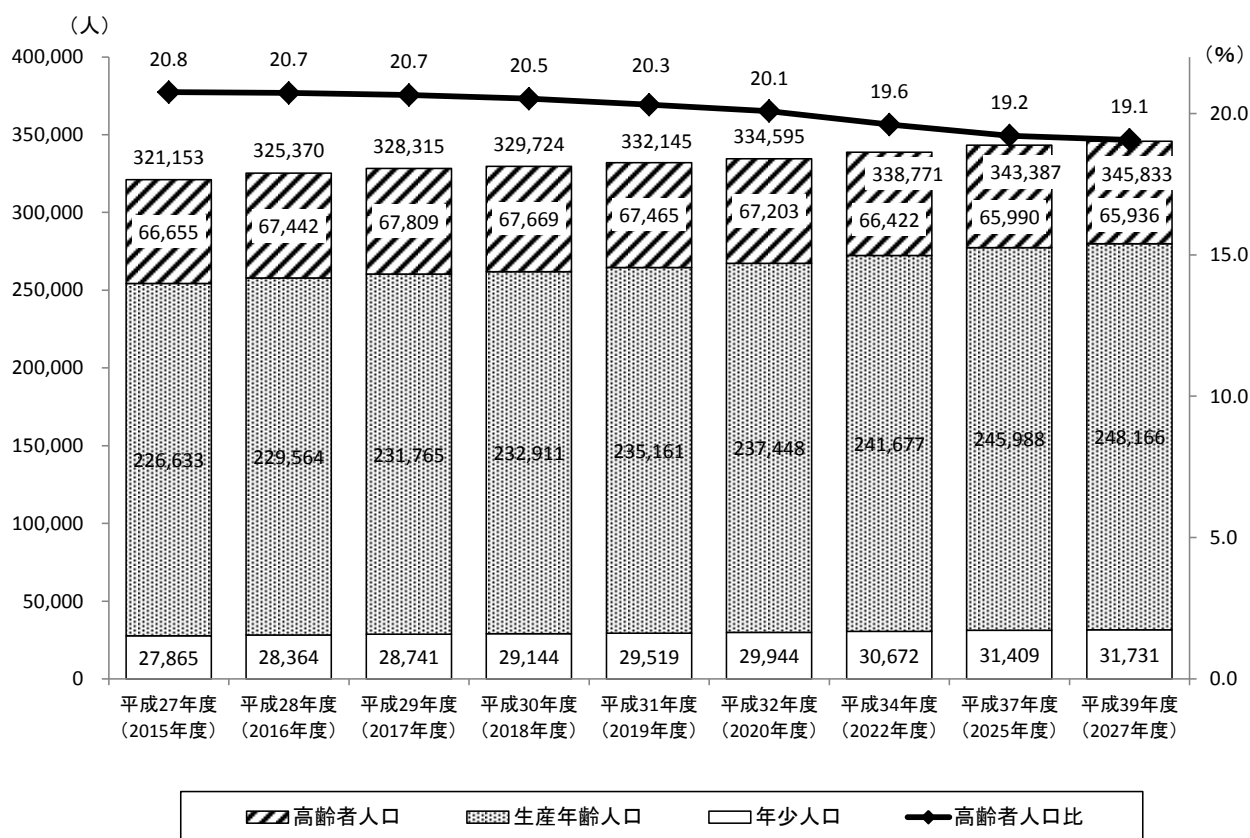
また、区民や当事者、サービス事業者のほか、計画策定にかかわった協議会等に実施状況を報告し意見を聞く等の手法により、課題を抽出し改善に向けた具体的な取組を進めます。

## 4 中野区を取り巻く状況、10年後の姿

### (1) 人口の推移と予測

平成29年10月現在の区の人口は328,315人で、近年は増加傾向にあります。世代別に見ると、年少人口（0歳～14歳）は微増傾向にある一方、高齢者人口（65歳以上）は平成30年以降に減少する見込みです。

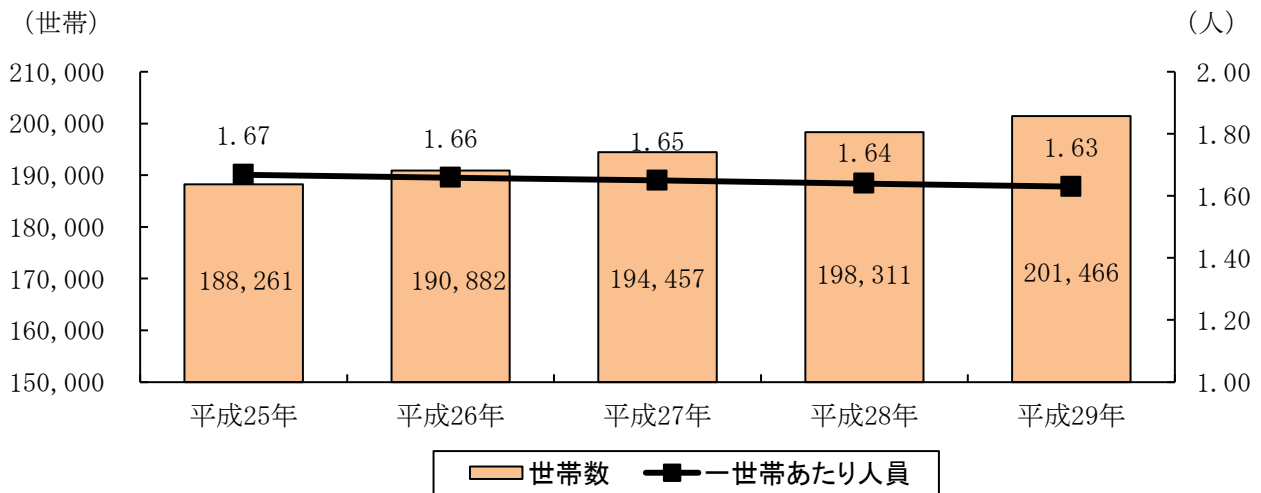
今後もしばらくこの傾向が続くものと見られ、特に高齢者人口比（65歳以上人口が総人口に占める割合）は平成34年には20%を下回る見込みです。



出典：住民基本台帳（各年10月1日）（平成30年度以降は推計値）

## (2) 世帯数の推移

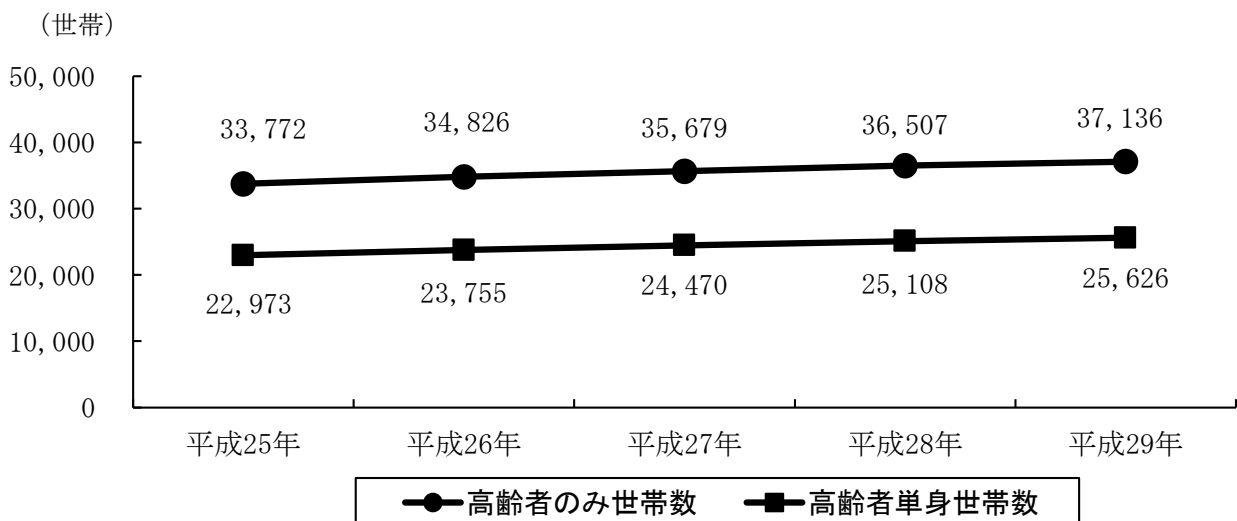
平成29年10月現在の世帯数は201,466世帯です。近年は、増加傾向にあります。  
また、一世帯当たりの人員（総人口／世帯数）は、平成22年から微減傾向にあり、平成29年は1.63人となっています。



出典：住民基本台帳、外国人登録人口（各年10月1日）

## (3) 高齢者世帯数の推移

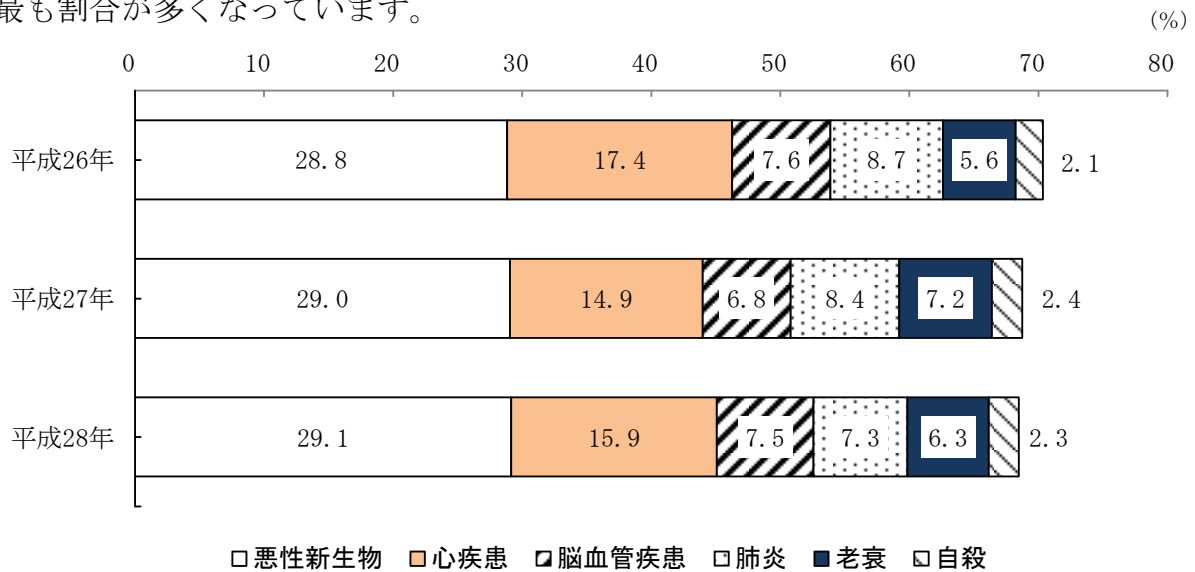
65歳以上の高齢者のみ世帯及び高齢者単身世帯数をみると、どちらも増加傾向にあり、平成29年4月現在の高齢者のみ世帯数は37,136世帯、高齢者単身世帯数は25,626世帯となっています。



出典：保健福祉に関する基礎データ（各年4月1日）

## (4) 死亡要因

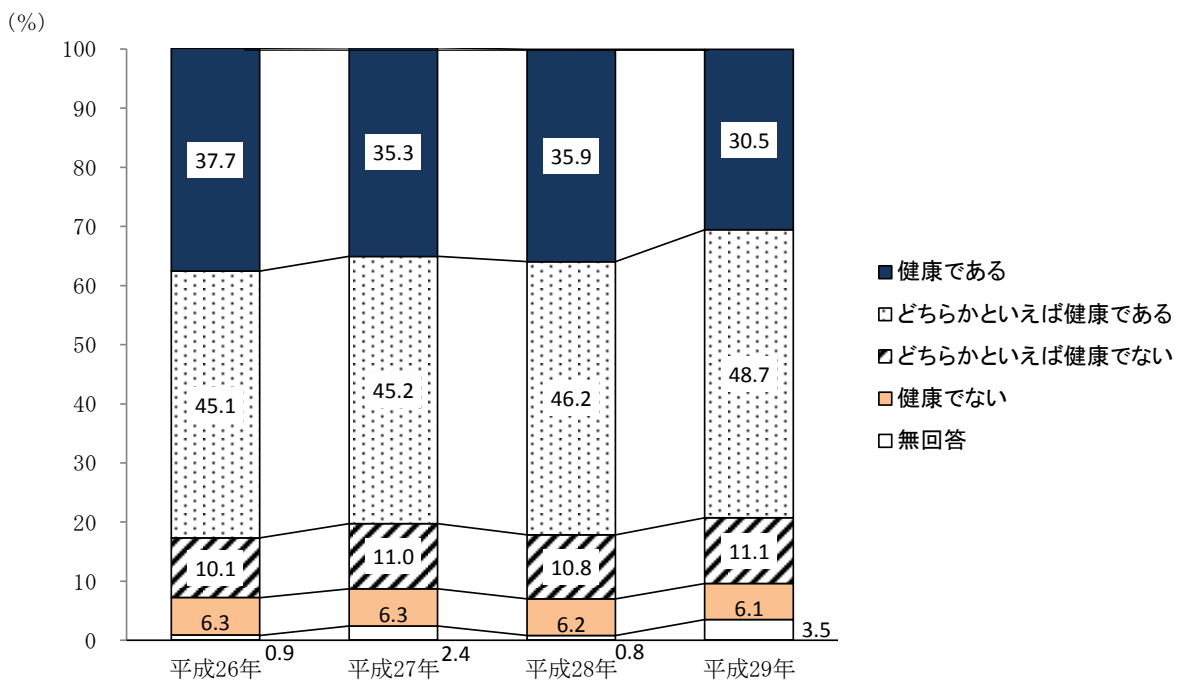
平成 28 年の中野区死亡数は約 2,600 人で、主な死因で比較すると、悪性新生物が最も割合が多くなっています。



出典：平成 29 年（2017 年）版 中野区健康福祉部事業概要

## (5) 健康状態について

健康状態についてどのように感じているかをみると、「健康である」、「どちらかといえば健康である」を合わせた割合は平成 29 年度の調査結果では 79.2%となっています。

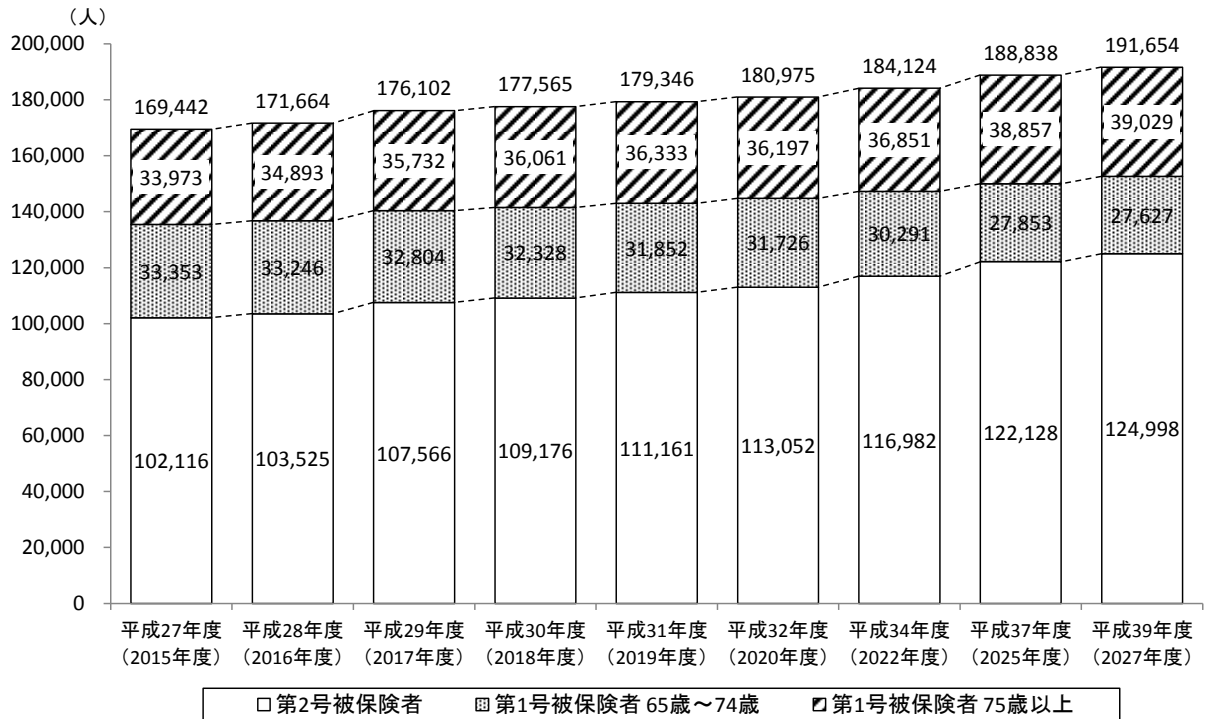


出典：平成 29 年度（2017 年度）健康福祉に関する意識調査

## (6) 介護保険被保険者数の推移と予測

被保険者数の第6期介護保険事業計画期間中の推移、及び平成30年度から39年度までの見込みは以下のとおりです。

第1号被保険者数のうち、75歳以上の後期高齢者数が増加傾向にあり、65歳から74歳までの前期高齢者数を上回っています。



(単位: 人)

	第6期介護保険事業計画			第7期介護保険事業計画			平成34年度 (2022年度)	平成37年度 (2025年度)	平成39年度 (2027年度)
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)			
第1号被保険者	67,326	68,139	68,536	68,389	68,185	67,923	67,142	66,710	66,656
65歳～74歳	33,353	33,246	32,804	32,328	31,852	31,726	30,291	27,853	27,627
75歳以上	33,973	34,893	35,732	36,061	36,333	36,197	36,851	38,857	39,029
第2号被保険者	102,116	103,525	107,566	109,176	111,161	113,052	116,982	122,128	124,998
合計	169,442	171,664	176,102	177,565	179,346	180,975	184,124	188,838	191,654

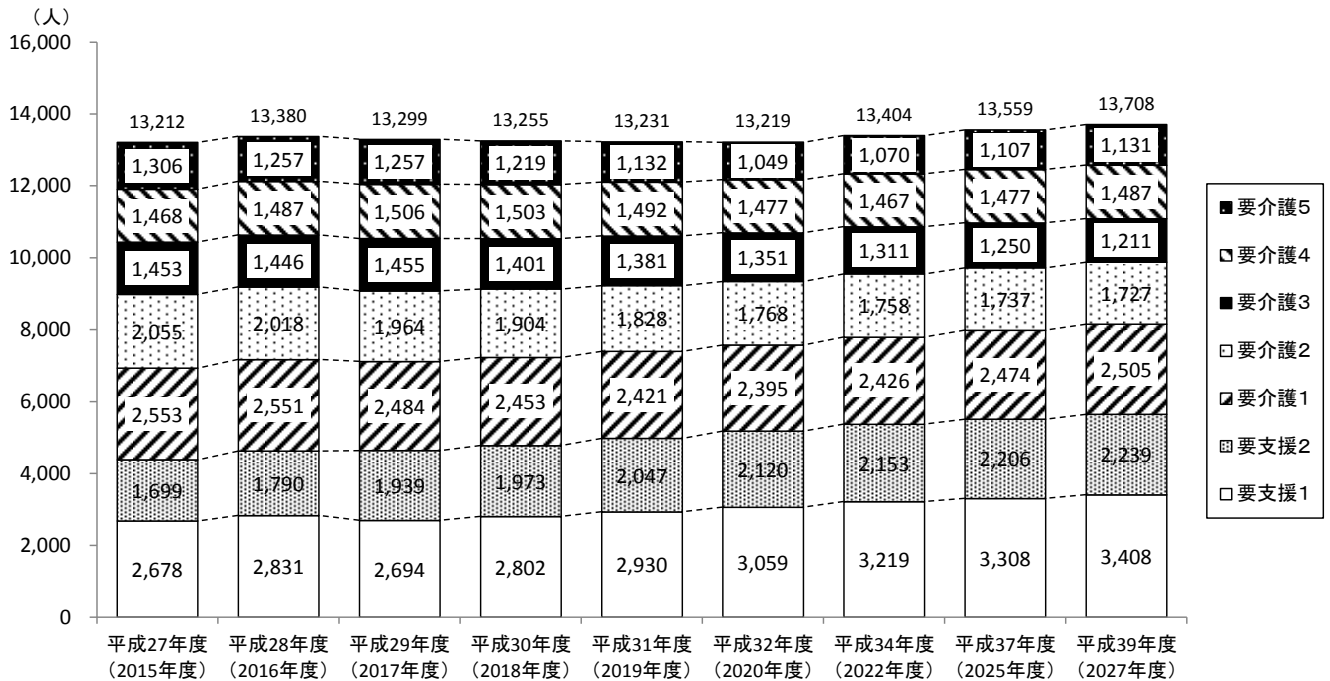
出典: 介護保険事業状況報告 (各年9月末日現在、平成30年度以降は推計値)



## (7) 介護保険要支援・要介護認定者数の推移と予測

平成29年9月現在の要支援・要介護認定者数は13,299人で、第6期介護保険事業計画期間中の推移、及び平成30年度から39年度までの見込みは以下のとおりです。要支援・要介護認定者数は増加するものと予測しています。

また、第1号被保険者・第2号被保険者別の要支援・要介護認定者数の推移と予測は以下のとおりです。



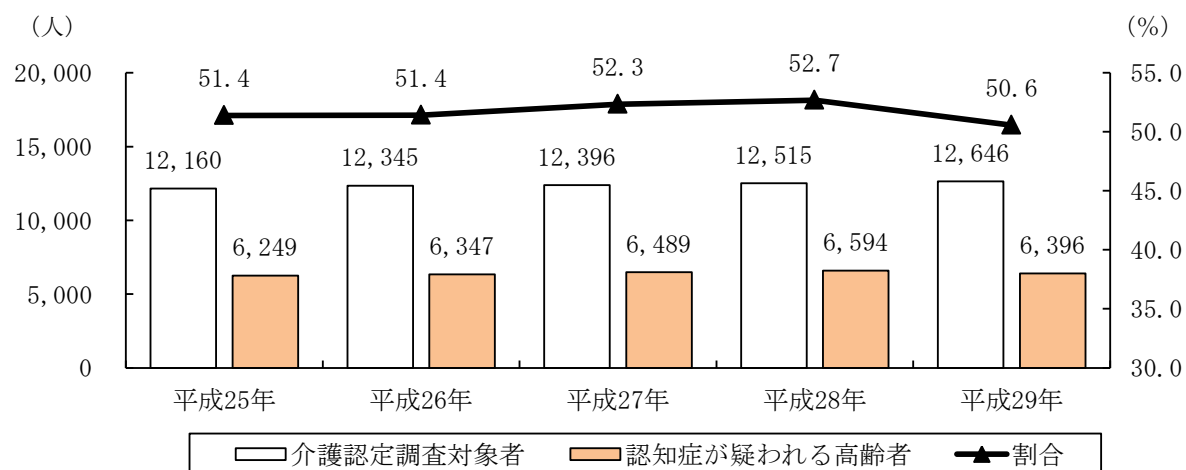
(単位: 人)

	第6期介護保険事業計画			第7期介護保険事業計画			平成34年度 (2022年度)	平成37年度 (2025年度)	平成39年度 (2027年度)
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)			
第1号被保険者	12,984	13,157	13,072	13,027	13,008	13,003	13,192	13,330	13,463
65歳～74歳	1,475	1,473	1,371	1,421	1,454	1,502	1,449	1,357	1,301
75歳以上	11,509	11,684	11,701	11,606	11,554	11,501	11,743	11,973	12,162
第2号被保険者	228	223	227	228	223	216	222	229	235
合計	13,212	13,380	13,299	13,255	13,231	13,219	13,404	13,559	13,708

出典: 介護保険事業状況報告 (各年9月末日現在、平成30年度以降は推計値)

## (8) 認知症が疑われる高齢者の割合

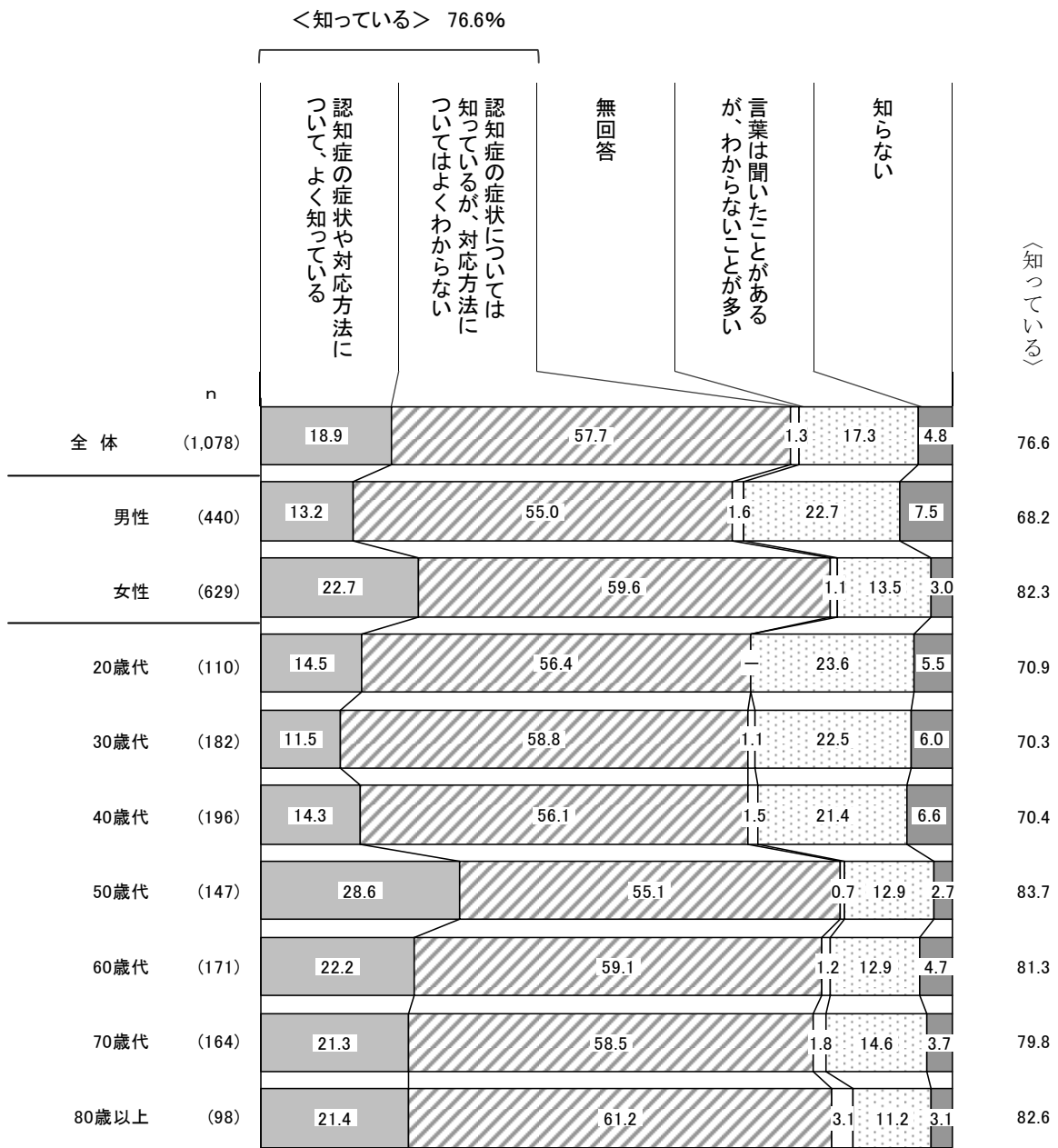
介護認定調査対象者のうち、認知症が疑われる高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度\*がⅡ以上の高齢者）の数及びその割合は近年増加傾向にありましたが、平成29年1月現在、6,396人となっており、減少に転じています。



出典：保健福祉に関する基礎データ（各年1月1日）

## (9) 認知症についての理解度

認知症の症状について<知っている>は76.6%だが、そのうち「認知症の症状や対応方法についてよく知っている」は18.9%となっています。年代別にみると、「認知症の症状や対応方法について、よく知っている」は、50歳代が28.6%と高くなっています。



出典：平成29年度（2017年度）健康福祉に関する意識調査

## (10) 日常生活圏域について

平成 18 年度の介護保険法改正の際、住み慣れた地域で介護サービス基盤を整備する単位として「日常生活圏域」の考え方が導入されました。

中野区では、4つの日常生活圏域を設定しています。日常生活圏域には、高齢者等の日常生活を支えるための拠点として、各1か所のすこやか福祉センターと2か所の地域包括支援センターを設置しています。



圏域	南部	中部	北部	鷺宮
面積 (km <sup>2</sup> )	2,96	4.48	4.31	3.84
人口 (人)	73,119	98,786	84,224	71,969
世帯数 (世帯)	45,510	63,225	51,406	41,178
高齢者人口 (人) (65歳以上)	15,251	18,573	18,244	15,712
高齢者人口比率 (%)	20.9	18.8	21.7	21.8
特徴	新宿・渋谷に隣接し、地価は高い。中規模の商店街が点在している。高齢者入所施設基盤が少ない圏域である。高齢化率はやや高めである。	区役所本庁舎・中野駅・区内最大の商業地域が存在し区の中心地となっている。高齢化率は区平均を下回っている。	特別養護老人ホーム等の高齢者入所施設や病院等が集中した圏域である。高齢化率は21%を超えている。	定員の大きな2か所の特別養護老人ホーム等の高齢者入所施設のほか、都営住宅・公団住宅等が集中している圏域である。高齢化率も高い。

出典：保健福祉に関する基礎データ（人口、世帯数、高齢者人口、高齢者人口比率は平成 29 年 10 月 1 日現在）

## (11) 区内介護保険施設の状況

平成 29 年 11 月現在の区内介護保険施設\*等（短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護\*、介護老人福祉施設\*、介護老人保健施設\*、介護療養型医療施設\*、認知症対応型通所介護\*、小規模多機能型居宅介護\*、認知症対応型共同生活介護\*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護\*、夜間対応型訪問介護\*）の状況は下表のとおりです。

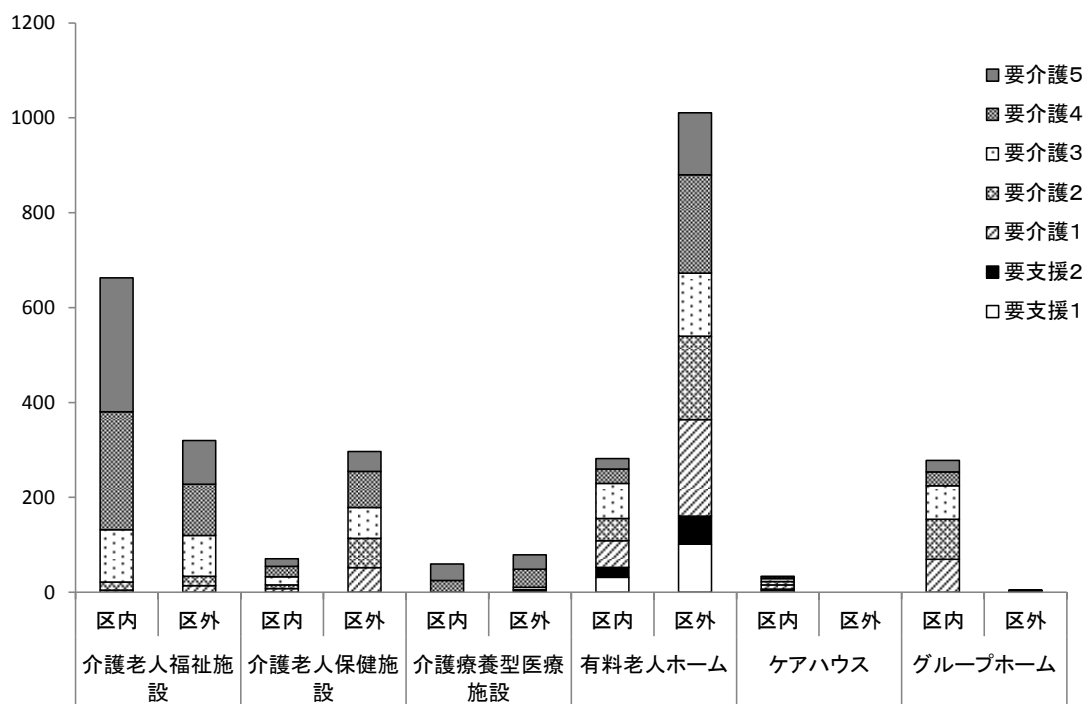
サービス名		南部 圏域	中部 圏域	北部 圏域	鷺宮 圏域	合計	
居宅サービス							
短期入所生活介護	施設数	11				11	
	専用定員	92				92	
居住系サービス*							
特定施設入居者生活介護	施設数	12				12	
	定員数	701				701	
施設サービス							
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	10				10	
	定員数	748				748	
介護老人保健施設	施設数	1				1	
	定員数	100				100	
介護療養型医療施設	施設数	1				1	
	定員数	161				161	
地域密着型サービス*							
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	施設数	1	3	5	2	11	
	定員数	12	58	53	36	159	
小規模多機能型居宅介護	施設数	2	2	1	1	6	
	定員数	泊まり	15	14	5	7	41
		登録	54	54	24	25	157
通い	30	33	12	15	90		
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	施設数	4	5	4	5	18	
	定員数	72	99	60	63	294	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	1		1		2	
夜間対応型訪問介護	施設数	1				1	
	定員数	100				100	

## (12) 介護保険施設等入所者数

平成 29 年 6 月現在、区の要支援・要介護認定者のうち、介護保険施設などに入所(居)している人は、3,100 人です。

内訳をみると、有料老人ホームが最も多く、1,293 人となっています。

(人)



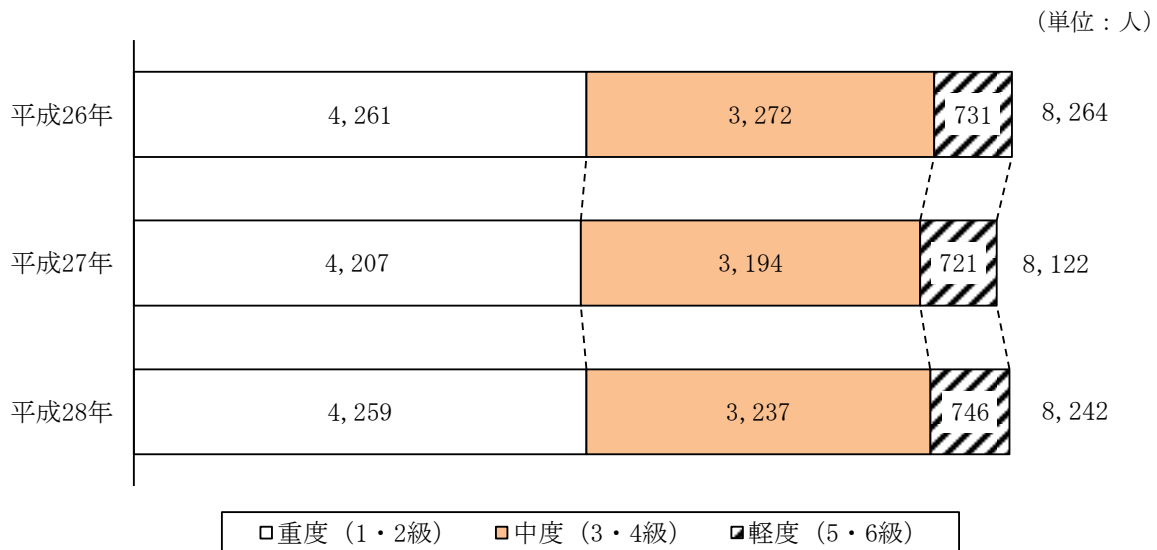
(人)

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		有料老人ホーム		ケアハウス		グループホーム		
	区内	区外	区内	区外	区内	区外	区内	区外	区内	区外	区内	区外	
要支援1							32	102	4				138
要支援2							21	59	3				83
要介護1	5	14	8	52			3	56	203	9	70	1	421
要介護2	17	20	8	62			3	47	176	7	84	2	426
要介護3	110	86	17	65			5	74	133	6	71	1	568
要介護4	249	108	22	76	25	38	30	207	4		29	1	789
要介護5	282	92	16	42	35	30	22	131	1		24		675
合計	663	320	71	297	60	79	282	1011	34	0	278	5	3100

出典：中野区の介護保険給付データより作成

### (13) 身体障害者手帳所持者数の推移

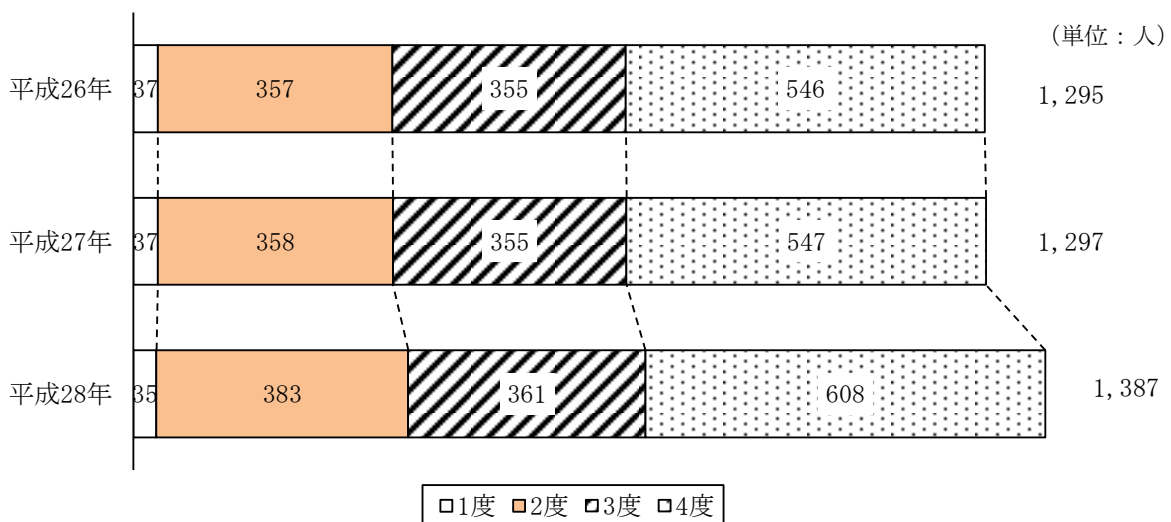
平成29年3月31日現在の身体障害者手帳の所持者数は、8,242人となっています。



出典：平成29年(2017年)版 中野区健康福祉部事業概要

### (14) 愛の手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の愛の手帳の所持者数は、1,387人となっています。  
障害の程度別にみると、4度の手帳所持者数の伸び率が高くなっています。

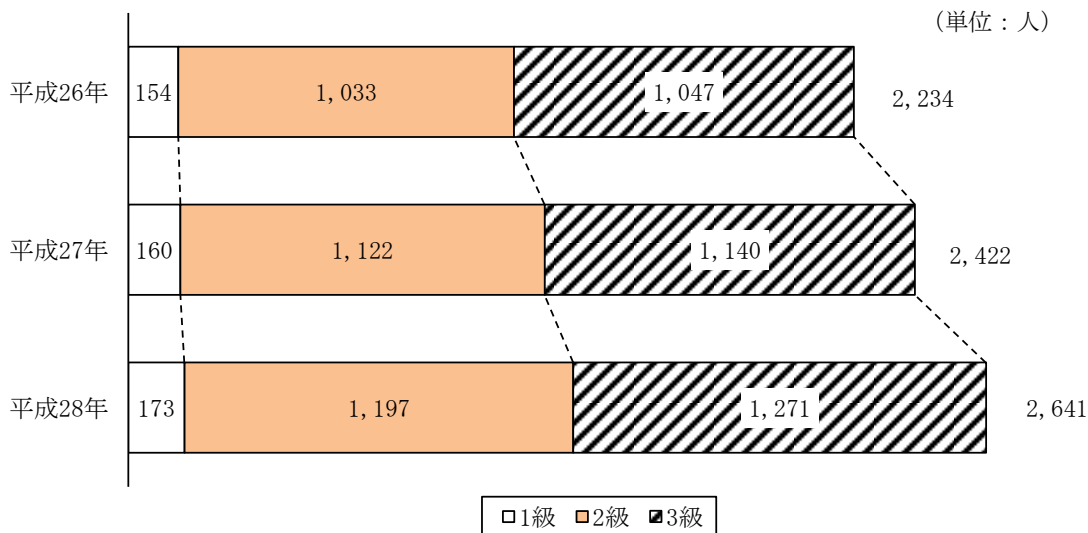


出典：平成29年(2017年)版 中野区健康福祉部事業概要

## (15) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 29 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 2,641 人となっています。

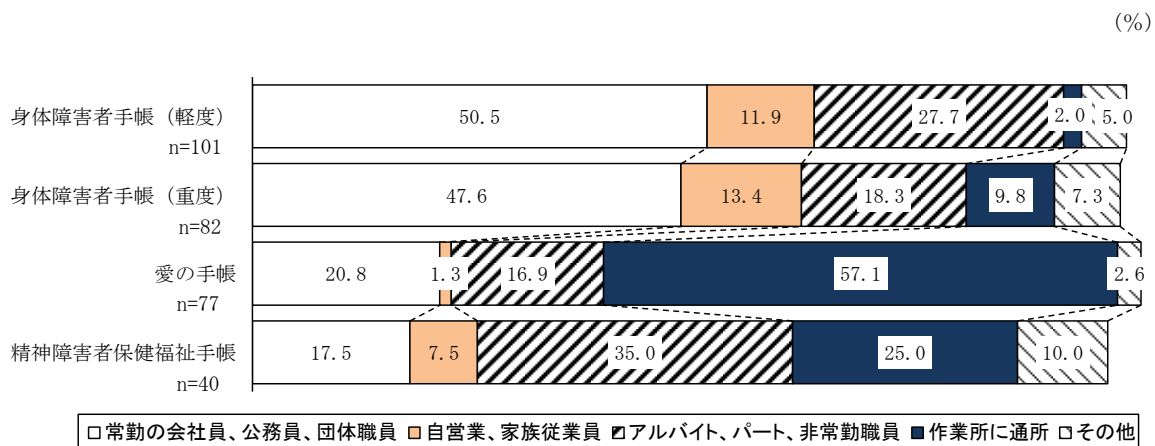
障害の程度別にみると、3 級の手帳所持者数が増加しています。



出典：平成 29 年（2017 年）版 中野区健康福祉部事業概要

## (16) 定期的に収入がある障害のある人の就労形態

定期的に収入がある障害のある人の就労形態をみると、身体障害のある人では、「常勤の会社員、公務員、団体職員」が、知的障害のある人では「作業所（障害者就労支援事業所）に通所」が、精神障害のある人では「アルバイト・パート、非常勤職員」の割合が高くなっています。



出典：平成 29 年度（2017 年度）障害福祉サービス意向調査



## (17) 区内障害者施設の状況

平成 29 年 11 月現在の区内障害者施設の状況は下表のとおりです。

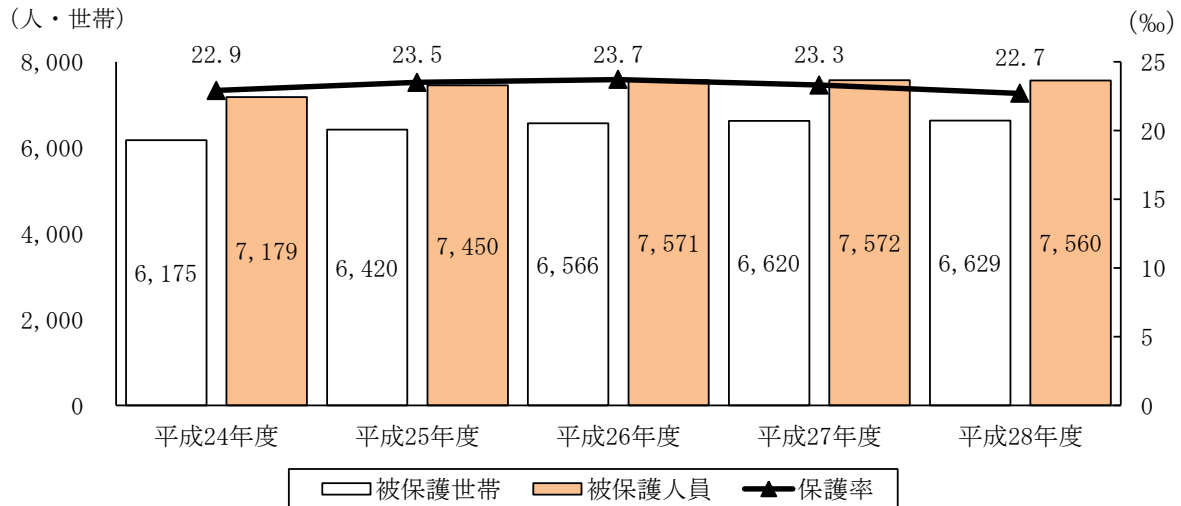
施設種別等		南部 圏域	中部 圏域	北部 圏域	鷺宮 圏域	合計
日中活動施設等						
生活介護	施設数	3	2	3	2	10
	定員数	50	84	117	55	306
自立訓練（機能訓練）	施設数			1		1
	定員数			※20		※20
自立訓練（生活訓練）	施設数		1	1		2
	定員数		20	6		26
就労移行支援	施設数	2	5	2		9
	定員数	30	80	24		134
就労継続支援（A型）	施設数			1	1	2
	定員数			10	19	29
就労継続支援（B型）	施設数	4	5	3	2	14
	定員数	95	83	125	30	333
地域活動支援センター	施設数		1	1		2
地域生活支援事業*（都）	施設数		1			1
	定員数		20			20
障害者グループホーム等						
グループホーム*	施設数	4	5	14	6	29
	定員数	21	28	67	26	142
入所施設						
施設入所支援	施設数		1	1		2
	定員数		60	40		100
短期入所施設（ショートステイ）						
短期入所（併設型・単独型）	施設数		1	4	1	6
	定員数		5	9	2	16
生活寮*						
生活寮 （法外）	施設数	1			1	2
	定員数	4			4	8
障害児通所支援*施設						
児童発達支援事業*	施設数	4	3	3	0	10
	定員数	55	30	51	0	136
放課後等デイサービス事業*	施設数	6	5	5	2	18
	定員数	65	50	68	20	203

※ 1 日の受け入れ上限人数

## (18) 生活保護の被保護世帯数・被保護人員及び保護率

平成 28 年度の中野区の被保護世帯は月平均 6,629 世帯、被保護人員は 7,560 人、保護率は 22.7%（人口 1,000 人に対する被保護人員の割合）となっています。

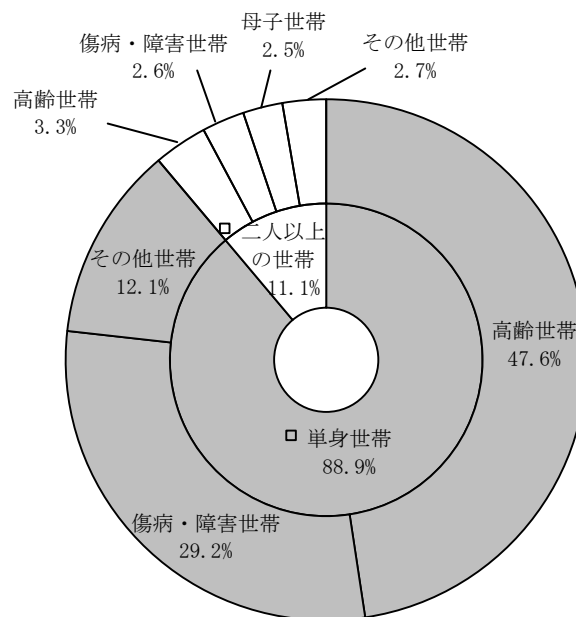
平成 21 年以降増加していた保護率は減少に転じています。



出典：平成 29 年（2017 年）版 中野区健康福祉部事業概要

## (19) 世帯類型別に見た生活保護の被保護世帯

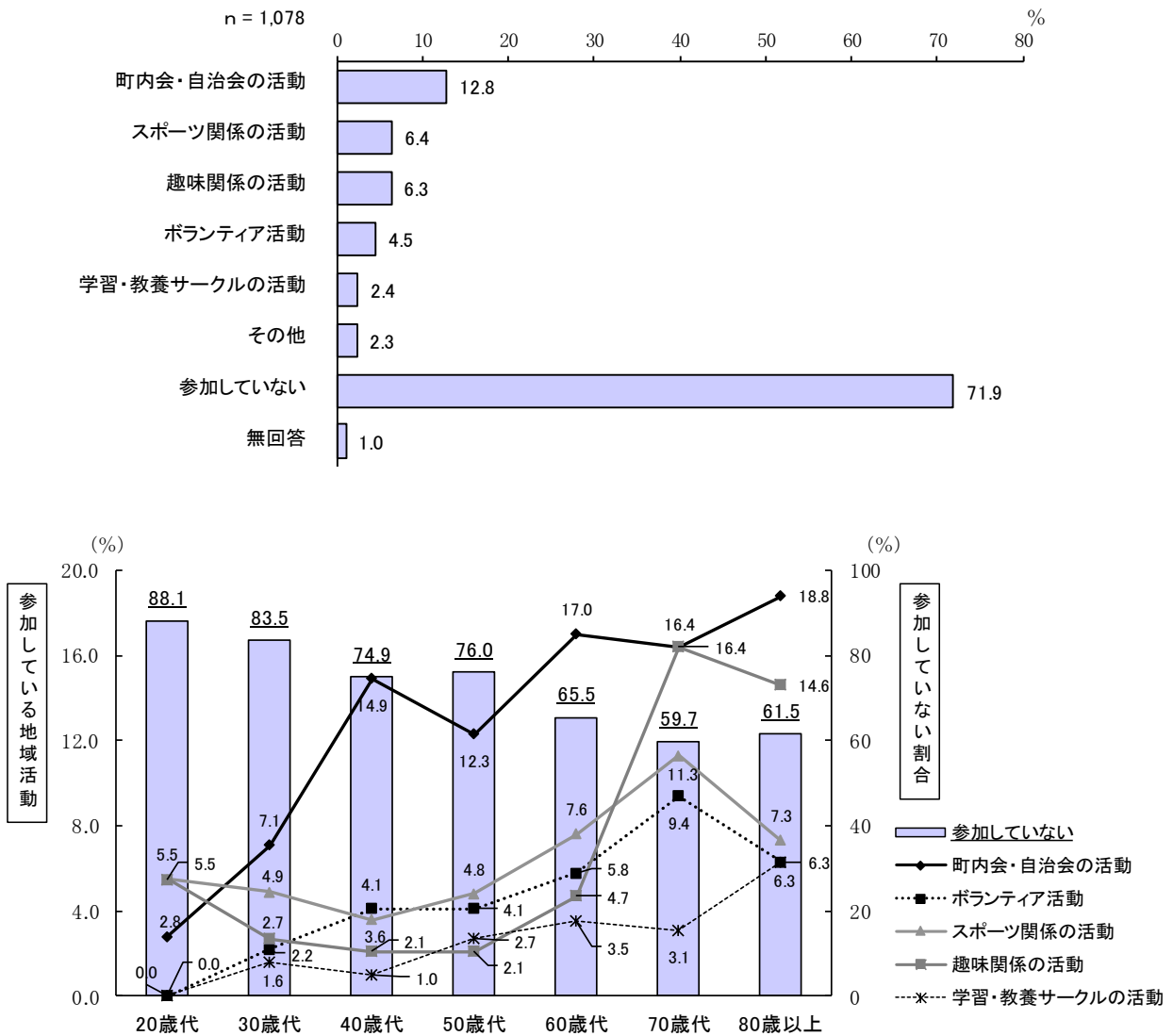
平成 28 年度の生活保護の被保護世帯を世帯類型別に見ると、単身世帯の高齢者世帯が最も多く、47.6%となっています。



出典：平成 29 年（2017 年）版 中野区健康福祉部事業概要

## (20) 地域の活動への参加状況

地域の活動への参加状況をみると、「参加していない」割合が最も高くなっています。年代別にみると、「参加していない」は20歳代で88.1%となっており、若い世代ほど地域の活動へ参加していない傾向がみられます。参加している活動は、「町内会・自治会の活動」が12.8%と最も高く、次いで、「スポーツ関係の活動」、「趣味関係の活動」となっています。



※複数回答形式のため、回答比率の合計は100%を超えています。

出典：平成29年度（2017年度）健康福祉に関する意識調査

## (21) 近所とのつきあい

近所づきあいの程度についてみると、「顔を合わせたときに会釈する程度」が45%弱となっています。「困っているときお互いに相談したり助け合ったりするなど、親しくおつきあいしている」が約11%にとどまっています。

